

重 要

川崎市は令和6年11月11日から、生活保護医療扶助の「オンライン資格確認」における集合医療券等について、対応医療機関は、オンライン対応(紙送付の集合医療券への未掲載)に順次見直していきます。

○ 集合医療券等に未掲載となる対応医療機関又は対象者とは？

- ① 医療機関：生活保護医療扶助のオンライン資格確認対応パッケージソフトを導入済みで、厚生労働省のホームページ【医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局】リストに掲載の医療機関等です。
- ② 被保護者：福祉事務所に対して対応医療機関を受診するために、医療扶助の申請とマイナンバーカードの利用が申出されていることが確認できている被保護者に限ります（現状の対象者は10%未満です）。

※①ではない医療機関等は従来通りの集合医療券等への一律掲載が継続されます。

○ 集合医療券等への被保護者の一律掲載を継続したい場合は？

・集合医療券等（毎月20日以降に届く継続受診対象者の医療券リストのこと）
上記①の医療機関等で、②の条件の被保護者については、集合医療券等には掲載されなくなりますが、別途下記にご連絡いただくことで、集合医療券等への一律掲載を継続することが可能になります。

★当月分の集合医療券等の掲載要否の連絡は、毎月10日までにご連絡ください（一度ご連絡いただくと、一律掲載しますので、その後に変更希望ある場合のみご連絡ください）。

・個別医療券（初診時など、福祉事務所で個別に発行する医療券のこと）
福祉事務所に発行しますので、各区の福祉事務所にご相談ください。

○対応医療機関は、オンライン資格確認で被保護者の資格及び医療券情報等の確認が前提になっている制度ですので、極力ご協力いただけると助かります。

注1 対応医療機関ではない：紙の集合医療券等への一律掲載が継続

注2 対応医療機関【上記①】である（となった）：対象被保護者【上記②】のみ紙の集合医療券等への未掲載

*** 本庁(健康福祉局)連絡先 ***

生活保護・自立支援室 医療・介護指導担当

電話044-200-2645